

野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者の指定について

1 指定概要

公の施設の名称	野田市郷土博物館 野田市市民会館	
指定管理者	所在地	千葉県野田市宮崎210番地の5
	名称	野田業務サービス株式会社 代表取締役 今村 繁
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	

2 選定理由

野田市郷土博物館及び野田市市民会館については、野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、「野田業務サービス株式会社」を随意指定することにより、順調に運営がなされてきた。

令和4年度からの指定管理者の指定に際しては、これまでの実績を踏まえ、「野田業務サービス株式会社」を引き続き指定することとし、利用者本位のサービスを提供するための改善を図るため、公募同様の手続きを踏まえるのではなく、市と指定管理者が仕様内容について事前に十分な協議を行い、仕様書を作り上げる形とした。

野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者候補者選定委員会において、仕様書及び事業計画書等を委員5名で確認し、総合的に審査を行った結果、当施設の管理を行わせるに相当と判断し、「野田業務サービス株式会社」を指定管理者候補者として選定し、令和4年第1回野田市議会定例会の議決を経て、指定管理者として指定した。

3 選定経過

候補者選定委員会 〔 質疑及び審査、審議及び候補者の選定 〕	令和4年2月 7日
候補者選定通知	令和4年2月15日
野田市議会議決	令和4年3月24日
指定通知	令和4年3月28日